



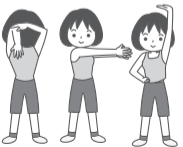
新しく始まります

## 学校運動器検診

学校健康診断が変わることをご存知ですか？最近の子どもたちの健康上の問題、医療技術の進歩、地域における保健医療の変化などを踏まえ、平成26年4月に学校保健安全法施行規則が改正され、学校健康診断の項目の見直しが行われました。現代の子どもたちには、過剰な運動に関わる問題や、運動が不足していることに関わる問題など、運動器に関するさまざまな課題が増加しています。その一つとして運動器疾患を早期発見するための運動器健診が必須項目となり、平成28年度より施行されます。

運動器検診の手順は、事前に保健調査票などで運動器疾患の既往、1カ月以上続く運動器の痛みの有無や肩の挙上<sup>じやうじやう</sup>、肘の曲げ伸ばし、しゃがみこみ動作を問題なくできるかといった確認のほか、スポーツ活動の状況を調査します。

学校医の診察時には、問診



を参考に手足の骨や関節・筋肉などの障害・異常を早期に発見し、これらに加えて以前より行われていた胸郭<sup>きょうかく</sup>や脊柱の変形を診察します。以上が運動器一次検診となります。一次検診で再検査が必要と診断された児童・生徒を二次検診対象者とします。医療機関への受診状況を確認して運動器二次検診(整形外科専門医の診察・精査)を受けます。重症化する前に早めに専門医に診てもらおうというものです。

スポーツ障害予防、将来の生活習慣病予防という意味で期待できる制度が、どう充実していくか、これから多くの人の尽力が必要です。